

午前10時30分開会

○池田委員長 皆さんおはようございます。ただいまから保健福祉委員会を開会いたします。以降、着席にて進行させていただきます。

欠席届が出ております。山崎地域保健課長が夏季休暇のため欠席であります。

本日の日程及び資料を先日皆様にお送りいたしました。報告事項は6件ございます。この日程に沿って進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。それでは、日程1、報告事項に入ります。

（1）インターネットを通じたWeb口座振替受付サービスの開始について、執行機関からの説明を求めます。

○辰島保険年金課長 インターネットを通じたWeb口座振替受付サービスの開始について、保健福祉部資料1に基づいて説明をいたします。

1の概要です。インターネットを使用したWeb口座振替受付サービスを新たに開始し、区民の利便性を図るものであります。

開始に至った経緯です。現在、口座振替の受付は主に口座振替依頼書を使用する方法で行っております。昨今、コロナ禍を含む流れの中で、来庁不要で24時間365日登録できること、ペーパーレス・ハンコレスの動きが進んでいること、口座振替の登録が即時に完了すること等を踏まえ、インターネットを使用したWeb口座振替受付サービスを導入するものであります。

利用方法は、パソコンやスマートフォンからWeb口座振替受付サービスにアクセスをし、案内に従いまして利用者情報、口座情報等を入力することで口座振替の登録をすることができるとのことです。

4番、対象となる公金は4の5公金になります。（4）、（5）につきましては、別途所管の委員会で報告すると聞いております。

利用開始日は令和4年の10月11日から。

開始に当たりまして、広報千代田9月20日号、区ホームページ等で周知をする予定でございます。

説明は以上です。

○池田委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○西岡委員 ちょっと、疑問点があって。これはオリジナルなものなのか、それともほかの自治体でも既にこういう、例えばぴったりサービスを利用しているとか、区の独自のものなんでしょうか。その場合、またコストとかもかかっているのか教えてください。

○辰島保険年金課長 こちらのサービスは、既に23区ですと5区が導入をしております。導入の経費なんですけど、5公金導入で約1,970万になっております。で、内訳としては、この口座振替受付サービスを利用する経費と、あと金融機関との初期登録料というふうになってございます。

説明は以上です。

○西岡委員 はい、分かりました。

○池田委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。よろしいですか。

河合委員。

○河合委員 今、銀行でも自分の口座を振り替えるときに、セキュリティで、何というか、セキュリティの登録みたいのをするじゃないですか、暗証番号とかどうのこうの。そうすると、銀行の何かセキュリティのシステムと今度は口座振替の、当然これもセキュリティで守られているわけですよね。その整合性というのは別に取れているんでしょうかね。銀行のほうがちがちだと口座振替できませんよとか、そういうことにはならないんでしょうか。

○辰島保険年金課長 すみません。まず、回線自体はL GWAN回線を利用しております、セキュリティ上は高セキュリティのもと、口座振替の情報についてはやり取りができるものとなっております。で、銀行のほうに関しましても、今度、個人の方、口座の情報をやるに当たっては、銀行それぞれでワンタイムパスワードとか、そういうものを使ってやり取りをするように聞いてございますので、セキュリティに関しては支障なくできるのではないかと考えてございます。

○河合委員 はい。

○池田委員長 よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。それでは、（１）インターネットを通じたWeb口座振替受付サービスの開始についての質疑を終了いたします。

次に、（２）生活支援体制整備事業について、執行機関からの説明を求めます。

○菊池在宅支援課長 それでは、保健福祉部資料2によりご説明いたします。生活支援体制整備事業でございます。

まず、項番の1、生活支援体制整備事業とはということございまして、こちらは介護保険法の第115条の45の規定による地域支援事業という位置づけでございます。内容といたしましては、「地域の力で高齢者の生活を支えるしくみ」の構築のため、高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活が送れるよう、企業や大学等の地域で活動する様々な社会資源を活用しながら、地域の特性を活かした新しい生活支援サービスを構築していくということでございます。

こうしたことが法により位置づけられていることから、区でも今後の高齢者の新たな生活支援サービスの需給動向を把握するため、令和2～3年度にかけまして調査を実施しております。

項番の2でございます。（１）としまして、区民に対して「日常生活に関する困りごと」に対する調査を実施しております。①としまして、高齢者約600名に対しましてアンケート調査を実施しております。こちらは回収率約50%でございました。また、ほかに民生・児童委員等へのヒアリング調査も実施しております。

また、（２）といたしまして、事業者などに対しまして地域貢献に対する意向調査を実施しております。③としまして、区内の企業約3,000社にアンケート調査を行いました。こちらのほうは回収率が約10%でございました。ほかに、区内大学へのヒアリング調査等も行っております。

これを受けまして、項番の3、今後の対応でございます。動向調査の分析から、区民からは「スマホやパソコンの操作を教えてほしい」ですとか、「ズームを使って、区の事業

に参加したい」というような、ITに関する一定のサービス需要がある一方、区内の企業の一部からも「高齢者に対するIT教室を開催し地域貢献してみたい」というような供給のニーズを確認することができました。本年度は手始めに、この双方のニーズをマッチングする試みといたしまして、スマホをまだ持ったことがないような高齢者の方々に対しまして、スマホだとこんな便利なことができるんだよといったような、言わばデジタルツールに対する垣根を低くするためのスマホ教室を開催いたします。もって高齢者のデジタルデバイス問題解決に取り組んでまいりたいと考えております。

次に項番の4、今後のスケジュールでございます。

(1) 令和4年9月上旬ですが、区と高齢者向けのIT教室を無償で実施していただける事業者との間で「千代田区と事業者の連携による高齢者に対する生活支援等サービスの実施に関する協定」を締結する予定でございます。

(2) 令和4年9月の下旬以降から、第1回の「高齢者向けIT教室」をかがやきプラザで開催いたします。年末までに第2回を開催する予定でございます。こういった実施状況を踏まえまして改善点を分析し、さらに年度内に回数を重ねてまいる所存でございます。

最後に、5、その他でございます。今後の事業展開でございますが、区では、令和4年度に「かがやきプラザ相談センター」におきまして生活支援コーディネーターを配置しております。こちらの方を起点として、今後もイベントや会合を通じた聞き取り、必要であればアンケートなども実施しながら、地域で求められる新たな生活支援サービスのニーズの把握に努め、次年度以降の事業につなげたいと考えております。

ご説明は以上でございます。

○池田委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○米田委員 ようやくやっていただけるのかなと思っておりますので、いい取組なんで、非常に期待しております。

スマホ教室、携帯会社とか、様々、今、地域で行われています。で、これ、プラスほかの事業者もやられるという認識でよろしいんですか。

○菊池在宅支援課長 現在のところ、この高齢者の方に向けた純粋な地域貢献活動として手を挙げていらっしゃる会社は、この1社のみです。ほかに生活支援体制整備事業としてニーズがあるところも今模索中でして、それは次年度以降また考えていきたいと考えております。

○米田委員 スマホ、携帯会社自体でスマホの販売ショップに呼び寄せてやっているのもあると思うんですけど、その辺、区として把握されているところがあるでしょうか。

○菊池在宅支援課長 今回お願いする事業者につきましては、いわゆる携帯の販売会社ではございません、通信事業者でございます。ですから、もしかしたら委員ご懸念されているような販売促進ですとか営業につながるのではないかなというようなご懸念があるかと思うんですが、そちらの点については、まず協定の中でしっかり位置づけて、そういった営業活動は事後でも行わないということを約束させます。必ず無償の内容で、地域貢献という形で実施していただけるという約束で行う事業でございます。

○米田委員 それを確認できて、よかったなと思います。ご高齢の方はそういうことを言われるとついつい契約してしまいますし、無償でやっていただける会社はそういうことはないとは思っていますが、そういったところに販促の活動としてやる可能性もあるんで、

その辺はしっかり、課長が、今、ないとおっしゃっていただいたんで安心しました。

あと、もう一点、ご高齢の方でもスマホを持っている方がこの千代田区では多いと聞いております。ただ、こういったところに、今、課長が言った教室をやっていただけなんですけど、参加できない方もいらっしゃると思うんですよね。例えば体が不自由とか病気とか、そういった方。そういった方への対応は今後どう考えていますか。

○菊池在宅支援課長 今回はいわゆる場所提供型の教室ということで開催させていただく予定でございますけれども、今、委員から大切なご指摘があったと思っております。行きたくても行けない方に対するいわゆる出張のサービスのようなものを今後考えていけないかということだと思んですが、今後の事業状況を踏まえて、よき改善点を見いだしたならば、そういった出張サービスのようなことも検討してまいりたいと考えております。

○米田委員 ぜひともお願いしたいなと思います。なぜかということ、基本的にこういうデジタルデバイス、本来活用すべきなのは、家から出れない方とか体が不自由な方が利用すると、なおより一層いい暮らしが、住みやすい暮らしができるということなんで、その辺お願いしたいなと思います。

あともう一点、訪問型、もしやっていただけるとしたら、それはやる中で、例えば大学生を使ったりとか、そういった地域の方を利用していただいて、地域コミュニティにもつなげていただきたいんですけど、その辺はいかがでしょうか。

○菊池在宅支援課長 この事業につきましては、生活支援体制整備事業というのは、事業者側からすると全くの手弁当でやらなければいけない事業でございます。ですから、こういった出張型のサービスを行う場合には、少なからず事業者に負担がかかるはずで、そういった部分を補完するために、地域のボランティアですとか、大学生の力を活用して地域に出向くというようなサービスが考えられないかということについては、我々もしっかり検討してまいりたいと思っております。

○米田委員 ぜひお願いしたいなと思います。いずれにせよ、こういったことをやることによって、呼び寄せるタイプでも、皆さんが集まることによって、これまたコミュニティができますんで、そういったのをどんどん活用して横の連携につなげていっていただいて、様々こういった活動をやっていただきたいと思いますんですけど、その辺はいかがですか。

○菊池在宅支援課長 今、地域振興部のほうでも地域コミュニティに対して様々なデジタルツールを活用するような教室を開いているようです。そういったところも踏まえまして、いわゆるデジタルツールを使うといろんなところで横の連携ができますよ、様々なコミュニティとつながれますよということを実感していただいて、そういったデジタルのよさというものを知っていただくことで、こういったデジタルデバイス解消といったところに進めていきたいと考えております。

○池田委員長 はい。長谷川委員。

○長谷川委員 なかなか学ぶ機会がない方々で、スマホとかパソコンを使うというのは難しい方々への支援としてすばらしいなと思えました。で、これ、高齢者の方々へのアンケートの回収率が50%というまあまあな数だったんですけども、具体的に参加者はどのくらいという想定をされているのでしょうか。

○菊池在宅支援課長 すみません。申し訳ございません。今回の調査の結果、大体75歳以上の方でスマホを持っていらっしゃる方が30%程度いらっしゃるということです。

ですから、そういうことで試算いたしますと、該当される方は約2,000名弱です。で、この中でどれだけの方が参加していただけるかというのはちょっと私も試算がしにくかったんですが、開催場所をかがやきプラザのひだまりホールでやるため、やっぱり密な状況を回避するということも考えなければいけませんでしたので、開催人数については1回につき25名を予定しております。で、これ、複数回やる予定でありますので、ある程度カバーできるかなというふうに考えております。

○長谷川委員 はい。ありがとうございます。会場と今まだコロナ禍でということで心配があったので、あえてお伺いさせていただきました。

それで、75歳以上の方々がそういう機器を持っていらっしゃる方が30%というお話でしたけれども、実際にじゃあ高齢の方が使おうかなと思ってこういう機会に参加してみたいものの、まだ、購入とか実際に使うのにためらっている方々に対しては、例えば機器を貸し出して実際に体験していただくようにするのか、それとももう使うこと前提で手続をしてから参加していただくのか、それはどちらのほうになるのでしょうか。

○菊池在宅支援課長 現状のところ、このIT教室の中で教室の中では機器をお貸しいたします。ですので、教室限りということであればスマホを自由に使っていただける環境を準備しております。ただ、その先なんですけれども、やはりこの生活支援体制整備事業の趣旨から言いますと、購入してしまっただけが経費を支出するということになりますと、要するに介護保険料の費用に加算されてしまうので。要はクラスに参加されていない方に費用を求めることになってしまうということになってしまいますので、これは生活支援体制整備事業の趣旨とちょっと異なってしまうので、ですから、機器を区から購入して渡すというところまでは現在のところは考えておりません。

○長谷川委員 ごめんなさい。私の質問が悪かったので、個人で購入してから、準備してから行くのかなと思ったのでお伺いさせていただきました。なかなか人数が1回当たり25人ということですが、丁寧にしていただきたいと思いますので、そういうご指導いただく方の支援など、細やかにやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○菊池在宅支援課長 すみません。質問を取り違えて申し訳ございませんでした。

○長谷川委員 私の聞き方が。

○菊池在宅支援課長 もちろん、今、スマホを持っていても全然使い方が分からないという人もいらっしゃると思いますので、そういった方もウエルカムです。お持ちいただいて自分の機器を使っていただいても大丈夫です。ただ、お持ちいただかない方についても会場で機器はお貸しします。講習は受講可能です。よろしくお願いします。

○長谷川委員 はい。ありがとうございます。よろしくお願いします。

○池田委員長 はい。ほかによろしいですか。

○河合委員 高齢者の支援体制というと、社協の中でも、名前は何かといったかな、社協の登録業者の中で1回500円払って蛍光灯を取り替えたりとか、ちょっと庭を掃除したりとか、修理をお願いするような事業もありますよね。そうすると、この生活支援体制、様々なメニューがあると思うんですけども、いわゆる社協でやるようなものと区が直接やるものと、何かすみ分けというのはあるんですか。

○菊池在宅支援課長 いわゆる社協でやっている、いわゆる社会福祉事業というものは、いわゆる介護保険制度の中における共助に当たるものだと思っております。我々もその介

護保険事業の給付事業の中で様々なサービスを提供していますので、そういった共助といった形ではサービスを提供させていただいている。今回の生活支援体制整備事業については、枠組みとしては、言わばボランティアですとか、地域の助け合いというところを位置づけたいいわゆる互助の仕組みです。そういったところで改めてやっていることというのは、地域での助け合いを基にこの事業を展開していくというところの位置づけでございます。

○河合委員 共助と互助というお話がありましたけど、そうすると、互助に関しては、今度はいろんなこれからも提案があると思うんですけども、これはかがやきプラザの相談センターの生活支援コーディネーターのところで一括でまとめて発信をしていくということをやっていくんだという理解でよろしいでしょうか。

○菊池在宅支援課長 もちろん生活支援コーディネーターの方に活躍させていただいて、その方を起点にするというところはもちろんなんですけども、今まで地域に出張って様々なニーズをつかんできていただいた社会福祉協議会のほうのアンテナも活用させていただく、また我々相談窓口も受け持っておりますので、そういったところのヒアリング等からのニーズも拾い上げていきたいと考えております。

○池田委員長 はい。よろしいですか。

岩佐委員。

○岩佐委員 デジタルデバイドの問題解決としての事業としてはすごくいいと思うんですけども、この生活支援体制整備事業として、まずここがこの事業としてアンケートをしてニーズを調査したところでこのデジタルデバイドというのをピックアップしましたと。ただ、生活支援体制整備事業というのは、要は本当に支え合いを地域で支え合いの資源をもっと新たに開発して探っていこうという試みだと思うんですね。なので、最終的な一つの課題解決につながるとは思うんですけども、新しい課題をまずこの調査アンケートで探したと思うんですが、新しくない課題、要は本当に日常的に皆さんがお困り事がありますよねと、それはもう本当に区も把握していて社協さんも把握している。そのお困り事を地域の新しい主体がどうやって担っていくかということが多分生活支援体制整備の一番元のスタートだと思うんですが、ちょっと今回この行く前に、この事業を始められる前に、その従来からも寄せられているお困り事に対して、どのように新しい企業ですとか、あるいは今まで接点のなかったボランティア団体ですとか地域団体との情報共有というのはどのように持たれているのでしょうか。

○菊池在宅支援課長 ご質問にありましたような、地域のそういったニーズに対する我々の共有の中身ということでございますけれども、まず大学等にもアンケートをしているんですが、大学等については、ご案内のとおり、地域貢献には非常に積極的でございます。ただ、学生自体は在住の区民がなかなかいらっしゃらないので、地域課題として捉えることが難しいというふうな捉え方でした。また、ほかに民生・児童委員等にもアンケートを行ってヒアリング等も行っているんですけども、やっぱりマンション住民等のつながりがなかなかないというような、そういった問題も浮かび上がっております。ですので、こういった方たちへのアプローチというのは今後の課題なんですけども、その段階で把握されていたこういった地域課題というものを、今後、新たな地域ケア会議というものが位置づけられているんですけども、様々な事業者ですとか医療関係者、それから区を交えた、地域課題と一緒に地域の中で解決していきましようというような会議体が今後立ち上がりま

すので、その中で解決を図っていくというようなことになろうかと思っています。

○岩佐委員 大学だけじゃなくて企業も含めて在住者が少ないのは、もちろんこれ千代田区の特性だと思うんですね。ただ、在住に限らず、要は地域という大きくくりで企業とか大学、構成して下さっている地域の方というくりで多分巻き込んでいきましょうという、特に千代田の特性というのは、ちょっとどういうふうに捉えていくのかというのは、ほかの地域と全く違うと思うんですが。そこも含めてどのように関わっていくかというのは、地域課題の共有の仕方というのは、やっぱりアンケートをちょっと拝見していないので分からないんですけども、通り一遍のアンケートではなくて、やはりそれでも数は多いんですから、その数の多さを強みとして関わっていただけるやり方というのをもう少しそういうコーディネーターの方が幾つか例示をしながら工夫していかないと、単に全くゼロから向こうのニーズを聞くというやり方では、多分本当にお互いにやはり地域ごとの共有の仕方というのは難しいと思うんですね。そこに関しては、やはり生活支援コーディネーター、これはたしか新たに予算を組んで社会福祉協議会のほうに委託したと思うんですけども、この部分に関してはどういうお仕事をされているのかというのがちょっと見えてこないものでまだ、そこはちょっとまた9月から始まる決算でもちょっとお伺いすると思うんですけども、ちょっとそこに関してがやはりもうちょっと頑張ってもらいたいところが1点と。

それから、これデジタルデバイドのイベントですか、スポットで勉強会をやりますということで、もちろん先ほどからも様々意見がありました、じゃあ出なかった人はどうするんだと、じゃあこういう人をどうするんだと、漏れがあるんじゃないかという、これってやっぱり一回限りのものではこの生活支援体制整備事業としては、むしろ事業として目的とするところではないと思うんですよね。この事業が終わった後にその後コミュニティがつくっていきるとか、あるいはその企業さんが継続的に地域との課題について関わっていただくという体制整備ということが最終目的だと思うんですけども、その事業が終わった後の継続性とか、そういったことに関してはどのように考えられているんでしょうか。

○菊池在宅支援課長 こちらの事業、委員ご指摘のとおり、何回かやって終わりということではないと思います。やっぱりやったことの内容をフィードバックして改善点を加えてさらにブラッシュアップしていくという必要があると思います。そういった中で、米田委員からもご指摘がありました、例えば個別のような出張サービスというのが求められるのかもしれない。ただ、そういった中で、区また事業者がこういった負担を負わなければならないかということについても同時に検討していく必要があると思っています。で、またこの事業の検証については、先ほど申し上げました生活支援コーディネーターを中心とした地域ケア会議というような地域全体の中で課題を共有する会議というものを今後立ち上げてまいりますので、その中で課題解決を図ってまいりたいと。また高齢介護の給付事業のサービスの検討という場としまして介護保険の運営協議会というものがありますので、そういった中での検証も踏まえて、今後、改善を図ってまいりたいと考えております。

○池田委員長 はい。

ほかによろしいですか。

○飯島副委員長 このアンケートについてちょっとお伺いしたいんですね。今回のアンケートの目的は、地域資源とどのように、何というんでしょうか、コーディネートするかと

いうかね、そこら辺のことだったと思うんですけども、日常的な困り事というのが300人の方から寄せられたということなので——困っていることがないという回答もあったかもしれません。その中身について、困り事の中身について、当委員会にもぜひ資料として明らかにしていただきたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

○菊池在宅支援課長 調査結果としてまとめられている資料がありますので、委員長、副委員長とご相談させていただいて、資料提供ができるかどうか、今後相談して進めさせていただきたいと思います。

○飯島副委員長 その中には、地域資源を活用というのではなくて、区ができることとか、いろいろあるかもしれませんね。で、そういう資料にということではぜひお願いしたいと思います。検討課題ということで、私は。

○池田委員長 はい。今、課長のほうからもありました。皆さんもきっとその詳細を知りたいんじゃないかなというところがありますので、今日のところは報告は受けましたけれども、実際にその回答の内容等を含めて、またご提示いただけたらと思いますので、ご用意だけしていただけると。はい。いかがでしょう。

○菊池在宅支援課長 資料の形、内容も含めまして、相談させていただき、提供の方向で進めたいと思います。

○池田委員長 はい。よろしく願いいたします。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。それでは、（2）生活支援体制整備事業についての質疑を終了いたします。

次に、（3）認知症総合支援について、執行機関からの説明を求めます。

○菊池在宅支援課長 それでは、保健福祉部資料3に基づきましてご説明をいたします。認知症総合支援についてでございます。

まず、項番の1、本事業を進める上での目的と背景でございます。政府の推計によりますと、2025年の日本では、65歳以上の高齢者の5人に1人に当たる約700万人が認知症になるというふうに言われております。そのため、今後ますます増加すると思われる認知症高齢者への理解、また配慮、また地域で共に暮らし続けるためのサポート体制の充実が求められているところでございます。

そこで、今年度より認知症サポーター講座の「ステップアップ講座」の充実を図るとともに、新たに「千代田区認知症サポート企業・大学認証制度」を創設することで、認知症に対する区民の理解を高め、認知症の人と共に暮らし続けられるやさしいまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

その取組の1、項番の2、認知症サポーター（ステップアップ）講座についてでございます。区では、認知症の正しい知識を学んでいただくための認知症サポーター養成講座を開講しております。その中で認知症を支える人の輪を広げる取組をしてまいりました。しかし、その活動を支える仕組みが不足していたという反省から、今般、認知症サポーター（ステップアップ）講座をリニューアルして開講いたします。

目的でございます。こちらは認知症の知識の習得から一歩進んだ「地域で活躍できる活動者」を養成するというところを目的にしております。



（２）の対象でございます。こちらは主に認知症サポーターの養成講座を修了した方をターゲットにしております。

実施主体ですが、区と社会福祉協議会の研修センターと共同実施を考えております。

学習内容ですが、実践者の活動紹介、グループディスカッション、実習見学、報告会等を考えております。

開催時期ですが、令和4年の12月頃から計3回のシリーズとして開催してまいる考えでございます。

次に、項番の3、認知症サポート企業・大学認証制度についてです。この事業につきましては、（１）認知症の方々を支援を実践している企業や大学の申請に基づきまして、その活動を区が審査し認証し公表することで、地域で認知症を支えていく機運を醸成するといったところを目的にする制度でございます。

（２）認証要件といたしましては、①区内に本社若しくは事業所がある企業又は区内の大学。②企業において、認知症サポーター養成講座を受講した方が区内の事業所に勤務していること。また大学においては、学内に定期的に認知症サポーター養成講座を開催しているということ。③として、認知症の人を支える具体的な取組を実践していること。④として、登録団体の責務として、日常の業務の中でゆるやかな見守りを実践していただきまして、異変があった場合には連携協力していただくことといったところを要件にしております。

認証を公表する内容といたしましては、①認証された大学・企業等に認証のステッカーを交付いたします。また区のホームページ、広報でその取組をPRすることを予定しております。

本制度は令和4年9月以降開始する予定でございます。

最後に、項番の4、今後の取組みでございます。新たに実施するステップアップ研修受講者のうち、実際の活動につなげている方につきましては、区が「オレンジサポーター」として認定・登録いたしまして、その活動をフォローアップしていく企画を検討してまいります。

ご説明は以上でございます。

○池田委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○岩佐委員 ちょっと教えてほしいのが、まず、この認知症サポーター（ステップアップ）講座も含めて何人ぐらいを目標にしているのか、最終的に例えば1年間に何人の受講を目指すとか、1年間にどれぐらい、これ、認知症のサポーター講座を受けた人を目指すというのは、これ、どれぐらいを目標としていらっしゃるのでしょうか。

○菊池在宅支援課長 一つの指標としまして考えているところでございますけども、このコロナ禍にあったんですが、令和元年から令和2年度にかけて、区で開催しているこのサポーター養成講座を受講された方が約80名いらっしゃいました。ですから、この80名以上というところを目標に実施してまいりたいと考えております。

○岩佐委員 これは毎年80名ぐらいずつ、あ、今回のステップアップ講座はじゃあこの80名に受けていただくということが目標で、ステップアップじゃないサポーター講座としても、大体、年間80名ぐらいということを目標とされているという認識でよろしいですか。

○菊池在宅支援課長 失礼いたしました。そもそものこのサポーター養成講座につきましては、大学や企業で、様々な形で実施していただいております。単位で言いますと、年間恐らく1,000人単位の方が受講されていると思います。ですから、いわゆる認知症の基本的な知識を持っている方というのは地域の中に広がっていると考えています。で、その次のステップとして、認知症の基礎講座を受講していただいた方にステップアップ講座を受講していただく、ここは恐らく去年、おととしの指標として80名という人数が出てきていますので、その人数をある程度ターゲットにして考えて実施していきたいと考えております。

○岩佐委員 そうしますと、大学とか企業さんを含めると大変大きな数になる。区としてやっているのは80名なので80を目標とする。先ほどの話ですと、大学とか企業の方は在住者じゃないことが多いですから、地域の区民の中での理解を深めるとということと、大学・企業、一般の方たちの区民ではない方たちも含めての認知症への理解を深めると、区としては両方見据えていかなきゃいけないと思うんですね。それで、じゃあ今回は80名を目標とされていて、3回だということ、これはオンラインではできないんでしょうか、オンラインでやるんでしょうか。

○菊池在宅支援課長 実施方法については現在検討中でございますが、このコロナ禍の状況も踏まえてWeb形式の受講が可能かどうかということも検討してまいります。ただ、現段階では様々な実習メニュー等を含んでおりますので、可能な限り実地で行いたいという願望はっております。

○岩佐委員 そうすると、どうしても人数が限られてしまうということで、今年はそれで3回ということですが、それこそ、この、広く広めていかなければならないということからすると、これもまた継続的にやっていかなければならないということで、ちょっとこれが1回だけの事業に年度年度であったりなかつたりすることにならないようにしていただきたいと思うのが一つ。

それからあと、さらに大学なんかで単位になってくださっているのは大変すごいありがたい話だと思います。でも、ただこれ、一つの、もともとの認知症サポーター講座というのが1時間半で、で、区で今やりたいとすると、10人以上集めてやっと出張講座がしてもらえますよということなんですが、ちょっとこの時代、正直言って、もうネット動画とかでもエッセンスは学べる時代なんですよ。どこかのアメリカの大学の授業だってユーチューブで見られる時代に、みんなに知らせなきゃいけないこの認知症のサポートに対しての基礎的な知識というのが、区のホームページとか見ていると、そこには多分載っていないんですよ。例えば本当に単なる3原則みたいなのがありますよね。急がせないとか、驚かせない、プライドを守るとか、そういった本当に簡単なことを、例えば短めの動画にするとか、あるいは短めの分かりやすい図にして、適宜いろんなところで認知症サポート、そしてだからこれもっと知りたい人は認知症サポート講座を受けてくださいねというふうにつなげていかないと、この講座を受けること自体が大変ハードルの高いものになっているんじゃないかと思うんですけれども。そこはちょっと、目標が80名だから、逆に80名が行けば目標なんですけれども、いわゆる救急救命講習と同じで、より広くいろんな方が、あるいは子どもからしっかりとやっていかなきゃいけないんだとすれば、もう少しここに関しては、この事業をきっかけに広めていただける形で、よくほかの自治体さんなん

かでも、中学生でも分かる認知症サポート講座なんていう動画なんかを出しているんですね。それは別にその動画を見ればいいんですけども、その動画に多分つながらないと思うんですよ、皆さん簡単に。なので、簡単にこういう認知症サポートに対しての知識が得られるというところをまず支援としてしていただかないと、どんどんどんどん受けてくれる方が特化してしまう、これ、多分年代ですとか、あと性別が、もしこれ、どんな方が受けていらっしゃるんですかという、その学校以外に行くと、多少やはり高年齢になってしまったりするんじゃないかと思うんですけども、ちょっとそこも含めてご検討いただけないでしょうか。

○菊池在宅支援課長 岩佐委員から大変重要なお指摘を頂いたと思っています。この認知症サポーターのステップアップ講座については、ある程度基礎的知識が得られた方についてその技能の習得の向上を目指すというところを目指しておりますけれども、一方で、認知症に対する基本的な知識を社会的な知識として広げていくという活動も当然大事だと思っております。ですので、今、委員ご指摘いただきました様々な受講方法の多様化ですとか様々な普及啓発方法については、今後、委員ご指摘の内容も含めまして検討を進めてまいりたいと考えております。

○岩佐委員 お願いします。

○池田委員長 はい。

ほかに。

○河合委員 この認知症の総合支援について、ちょっと具体的に地域で活動している、何とかな、認知症のサポーターをどんどん養成をしていくということですよ。そうすると、具体的にこの人たちは本社が千代田区にあたりとか、大学が千代田区にあたりとか、そういう企業の中から、もしくは大学の中から人材を集めてくるということになると、実際の仕事としては、認証を受けたこのオレンジサポーターですか、どういうことをやっていくんでしょうか。要するに大学の中でいわゆる認知症の方を見守っていくのか、それともオール千代田を考えて、自分が行動している範囲の中で、この知識を持っている方たちが、何とかな、認知症の方のサポートを常に気をつけながら日々行動をするような体制を取るのか、ちょっとその辺具体的に、今はこういうふうに思っていますよと、将来的にはこういうふうになってほしいというようなところが分ければ教えていただけますか。

○菊池在宅支援課長 委員ご指摘のところは我々も非常に課題だと思っております。認知症サポーターを受講された方に実はアンケートを取っております。で、「なぜ活動ができていないんでしょうか」というような問いかけをしましたところ、実は「時間に余裕がない」という方が53%いらっしゃいました。やっぱり働いている間、家事、そういったことの中で時間に余裕がないという方が53%いらっしゃいました。また一方で、「活動する場所や機会が分からない」という方が40%いました。ですので、実際自分は何かしたいと思っているんだけど、どういう場で活動していいか分からないということが一番のネックだったと思います。それを解決するための一つの手段として次の項目になっているんですけども、実際の認知症に関わる活動をしている企業・大学を公表することによって、その活動の内容を広く周知することができる。で、その中で自分ができそうなところに自分からアプローチしていけるようなルートをつくってあげる。新たな活躍の場を提

供してあげるといところを併せて我々考えていきたいと考えております。

○河合委員 おっしゃるとおりで、この方々が活躍する場所がないと、資格は持っていてもどうしていいかわからないということになると思うんですね。一つ、これは私が実際に経験した例なんですけど、コンビニに行ったら、前に並んでいる高齢者のおじさんが一枚一枚、洋服を脱ぎ出しちゃったんです。私も焦って見ていたんですけど、どうしたんですかと言ったら、お風呂に入ると。カウンターがお風呂の何かに見えたんじゃないですかね。お風呂に入りたいんだと。おじさん違うよと、ここはコンビニだよと言っても、もう全然わからない。で、そのときにコンビニの売場の人というのかな、外人のアルバイトだったんで、その人もどうしていいかわからない。わあわあわあとか言っているだけで、何をしたいかわからない。で、そのときに、いわゆる高齢者が立ち寄りそうな場所、飲食店だったりとか、そういうところに、こういう状況がもし発生したときに、ここへ連絡をしてくださいとか、もしくはこれ今見てオレンジサポーターがここには登録されていますから、その方を呼んでくださいとか、もうちょっと具体的なね、システムをつくるのはいいんだけど、その人たちが活躍できるような、併せてシステムを同時に構築していかないと、宝の持ちぐされになってしまうのかなと。

今のは、一つの例ですけども、やっぱり高齢者というのは、徘徊しますからね。その徘徊する場所、場所のキーポイントにそういうものを設置していくということが大事かなと思うんですけども、ぜひ、その辺も含めてご検討をしていただきたいなと思いますけど。

○菊池在宅支援課長 委員から大事なご指摘いただいたと思っております。まずは、この認知症の企業、それから大学認証制度におきましては、まず手始めに、我々、区のほうで実施しております認知症当事者のミーティング「実桜の会」というところを実施している企業がございます。民間企業、それから一般企業両方ございますが、そういった認知症ご本人を支えてくれる活動をやっていただける企業、事業者を、まず手始めに認証としてしていきたいと考えています。

また、委員ご指摘のとおり、そういったサポーターがいろんな場で活躍できるようにしていくことが大切だと思っておりますので、この認証制度を広げていくことによって、このサポーターが活動できる場を大きくしていきたいと考えております。

○河合委員 うーん。

○池田委員長 よろしいですか。はい。

西岡委員。

○西岡委員 短いんですけど。認証制度を、例えば、これ、オレンジサポーターの方が、私もさっきコンビニに、じゃあその方たちのご連絡先をと思ったけど、また個人情報で、なかなかそういうのも難しいんでしょうから、事業所ですか、企業の連絡先をとということで、そこからつなげることもあり得るんでしょうけども、それよりも、まずもって警察に行くと思うんですよね。で、そのときの警察の方との連携、周知の方法というか、オレンジサポーターさんが連れていくこともありますよみたいな、そういう、そもそもの警察の連携というのはどうなっていますか。

○菊池在宅支援課長 この認知症の方も含めまして、高齢者のそういった見守りの体制につきましては、区内の4警察署と合同で連携体制を取っております。もし、そういった方を見かけられましたら、警察に連絡するといった体制も整えられております。

○西岡委員 なので、この、区の認証制度があるということと、そのオレンジサポーターさんが連れていくこともあるよということは、じゃあ警察も認識していらっしやるということによろしいんですね。

○池田委員長 うん。

在宅支援課長。

○菊池在宅支援課長 はい。今後このサポーター制度の中で、そういった運用方法もあるということは、今後周知してまいりたいと考えております。（発言する者あり）

○西岡委員 はい、分かりました。お願いします。

○池田委員長 はい。

米田委員。

○米田委員 認知症サポート企業・大学認証制度なんですけど、いわゆる認知症カフェとかをやっている方、区内にいらっしやると思うんです。こういったカフェとかも対象になるわけですか。企業と言にくいんですけど。

○池田委員長 事業者というのかな。

在宅支援課長。

○菊池在宅支援課長 企業という名称をつけてしまったので、いわゆる運営事業者しか認証されないかということだと思っておりますが、ご指摘のとおり、民間の個人事業主も、こういったことの認証の対象になります。

○米田委員 ぜひとも、そういうところにもサポートしていただきたいなと。実際、やっていますからね。お願いしたいなと思います。

で、最後、今後の取組のところに、「その活動を継続的にフォローアップしていく」と。どういったフォローアップで、まあケース・バイ・ケースだと思うんですけど、例えばこういうのが要るよといったら、こういうのを提供してあげるのかとか、そういった具体的な、どのようなことを考えているかというのを、ちょっと、最後に教えていただけますか。

○菊池在宅支援課長 現在考えているところは、このオレンジサポーター同士の交流の機会というのが、なかなかありませんでした。ですので、こういったステップアップ講座以外の機会を設けまして、このサポーター同士が交流したり、意見交換できる場というものをつくってまいりたいと考えております。

○池田委員長 はい。

長谷川委員。

○長谷川委員 事業所や大学の認証ということですが、そこでフォローアップしていただいて、ステップアップ講座も併せて学んでいただければなと思います。その認証の中では、特に認証されたところにステッカーを貼るとか、そういう協力をしていますよというような、表示のようなものというのは、何かされているんでしょうか。

○菊池在宅支援課長 認証された事業者につきましては、専用のステッカーを発行しまして、それを事業所のどこかに貼っていただくことで、広く認識していただくということを考えております。

○長谷川委員 はい。ありがとうございます。やっぱり分かりやすくしていただけるのが一番かなと思います。で、米田委員がおっしゃったみたいに、認知症カフェであったり、そういうところで行っているというのは、特に分かりやすくしていいのかなと思ったんです

ね。そういう活動をされているところで、そういうステッカーがあるというのはいいことなので、どんどん広げていただきたいと思います。

で、そのステッカーについても、周知しないことには、何かなとか、分からなかったりするし、実際に私もオレンジ、（発言する者あり）これを持っているんですけど、下げていて、何か役に立つことがあったかと言われたら、これを持っているときには役に立っていないくて、実際にうちの近所で、ずっと長く1か所にとどまっている方がいたので、お声がけしてというようなことはあったんですけども、やっぱりこのオレンジリングもそうなんですけども、そういう周知をしっかりとさせていただきたいと思いますので、引き続きお願いしたいと思います。

○菊池在宅支援課長 オレンジサポーターになっていただいて、ありがとうございます。（発言する者あり）委員ご指摘のとおり、オレンジリングをつけていても、あれって何だっけというところが実際のところだと思います。（発言する者あり）ですので、今回工夫しまして、千代田オリジナルのリングというのをちょっと作って、オレンジ、（発言する者あり）オレンジなんですけども、ちょっと工夫をして、（発言する者あり）またちょっと千代田独自のそういったグッズを、（発言する者あり）サポーターに配布させていただきまして、併せて周知をしてまいりたいと考えています。

○長谷川委員 はい。よろしく申し上げます。

○池田委員長 今、長谷川委員の指摘もあったように、持っていても、本当にどういうふうに活用するだとか、で、地域の方に、もっとそういう認知症自体を知ってほしいというのは皆さん一緒だと思うんですけども、ただ、今、今回こういう企業だったり、大学生だったりという形で、知識は得られるんだけど、皆さんそれぞれ、自宅とか自分の地域に帰ってその活動をきっとされると思いますから、私たちとしては、区内にそういう認知症の方が出ないように、ゼロに近づけるように、事前にフレイル予防をしたりだとか、地域で見守るといのが一番大事なのかなと思います。そこで、そのステッカー等が効果的だといいいんですけども、引き続き、これをやったから大丈夫だということは決してないですから、ずっと支援をしていただきたいと思いますので、改めていかがでしょうか。

○菊池在宅支援課長 大変失礼しました。委員長ご指摘のとおり、グッズを配ったからといって認知症対策——すみませんが、誤解を招く答弁でした。申し訳ございません。

こういった認知症を取り巻く方々を支えるような仕組みづくり、そういった地域で見守りをする、あるいは、そういった普及啓発をしていく、実際の活動の場を知らせていく、そういったことも併せて進めてまいりたいと考えております。よろしくお願いたします。

○池田委員長 はい。

ほかによろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。それでは（3）認知症総合支援についての質疑を終了いたします。

次に、（4）新型コロナウイルス感染症対策の状況について、執行機関からの説明を求めます。

○後藤健康推進課長 それでは、保健福祉部資料4に基づきまして、新型コロナウイルス感染症対策の状況についてご説明いたします。

発生状況および保健所体制でございます。令和2年1月16日に、国内第1例が報告さ

れて以降、令和4年8月29日までに、国内感染は1,835万3,000例を超える感染例が報告されてございます。第7波における医療ひっ迫を受け、東京都は8月初旬に抗原定性検査キットの配布1日当たり7万キットと、自主検査による陽性検査について、医療機関を介さずに登録し、支援を受けられる「東京都陽性者登録センター」を開設いたしました。

こちらの抗原定性検査キットの配布につきましては、20～49歳を対象として、症状のある方に検査キットを配布し、陽性となった場合、東京都陽性者登録センターにご自分で登録をすると、登録センターに医師が常駐しており、発生届が提出され、療養者のための支援である宿泊療養の申込みや、パルスオキシメーター配送、食料配送、健康相談などが受けられる仕組みでございます。重症化リスクの低い方が登録センターを活用することにより、医療ひっ迫を緩和するとともに、陽性の方が速やかに支援を受けられる仕組みとしているものでございます。

また、区内の患者発生状況としましては、7月から始まった感染状況は、7月末をピークに減少傾向が見られてございます。下のグラフをご覧くださいますと、7月末にピークがあったことがお分かりいただけるかと思えます。令和4年8月29日現在、累計1万2,883例となっております。

保健所体制につきましては、令和4年4月に構築した保健所応援体制のフェーズに基づき体制強化を図り、患者対応に遅れを生じることなく、取り組んでいるところでございます。

ご説明は以上でございます。

○池田委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。まあ、減少傾向ということで、引き続き数字のほうは、最新のものを出示していただいて、ありがとうございました。よろしく願いいたします。

はい。どうぞ、副委員長。

○飯島副委員長 これ、陽性になった方のお話を聞くと、やっぱりこう、かなり不安な状況が続いたということを知ってはいるんですね。で、ホテルに療養できた方、そこにも保健所からメールが1回あっただけで、その後、相談員みたいな方はホテルにはいらっしやるから、何かあればということはあるんだけど、やはり、保健所から生の声で、お電話で対応ということが、とりわけ65歳以上の方が、そういうところに療養している場合には、それが必要だったんじゃないのかなというふうに思うんですね。で、65歳以上の方がホテルに療養ということで、1回、SMSでこの保健所から初回ご連絡ということで、ばーっと来てということで、何かのときにはここへメールしてくださいみたいな、そういう対応の中で非常に不安だったという声。

それから、自宅療養。ご家族を皆さんが陽性になってしまって、自宅療養の方が10日待機してくださいと言われて、食料を頼んだら、その待機の期間の解ける、解除の1日前にやっと食料が届いた。これは多分、東京都の対応だと思うんですけども、そういう混乱があったんじゃないのかなというふうに思うんですね。

これがどの程度、多いときのことなのか、それぞれちょっと具体的には分からないんで

すけれども、やっぱり今後も人数が増えるような、第7波は収まりつつあるのかもしれないけれども、また次のことというのも想定して、こういうことというのがずっと続くのか。対応がね、対応の遅れが、不安をかけるというようなことが続くのかどうか、そのところの改善というのは、何かあるんでしょうか。

○後藤健康推進課長 まず、発生届が出された後の流れを、簡単にご説明をさせていただきます。

発生届を確認後、保健所は速やかにSMSを送付いたしまして、24時間の体調の相談先や宿泊療養、パルスオキシメーター送付、食料配送の申込みや、療養機関の考え方をお知らせしてございます。

その際、64歳以下で基礎疾患のない方は、SMS送付で、その後、ご自身で健康観察等になりますが、65歳以上の方、もしくは64歳以下であっても基礎疾患のある方につきましては、SMSを送付し、その後、保健所からお電話にて状況をお伺いしてございます。

その上で、重症化リスクの高い方につきましては、保健所か医療機関か東京都フォローアップセンターが健康観察を行いまして、必要に応じて訪問看護や往診、またオンライン診療等を活用してございます。妊婦の方などにつきましては助産師さんが健康観察をして、必要時に訪問を行っております。また、健康観察中に重症化が見られた際は、入院調整を実施しているところでございます。

そしてもう一点、自宅療養の方の食料配送につきましては、東京都が一括してやっているとところではございます。ご本人が申込みになってから二、三日で届く、通常であればと聞いておりますが、感染者数が増加した際など、遅れることがあれば、区にも情報提供してほしいということは、私ども都に申入れをしております。もしそれ以上、あまり遅れることがあれば、区として三日分程度の食料を、都から配送される前にご自宅にお届けするという体制は整えてございます。

○飯島副委員長 その食料の配布は、先ほど出した例は、10日待機の中で1日前ということは、9日目に届いたということなんですね。で、その場合には、3日ぐらいで届かなかったら、もっと区のほうに言えばよかった、区の保健所に連絡すれば速やかに届いたのということなんでしょうか。

○後藤健康推進課長 食料配送をしている東京都に、あまり遅れることがあれば情報提供を頂きたいというのは、私どもの課長会として申入れをしているところでございますので、それ以上、あまり遅れていたのであれば、そういった方からご相談を頂ければ、東京都に確認をして対応を、今後、してまいりたいと考えております。

○飯島副委員長 そういった場合に、陽性の方に対しては、区のほうに、区の保健所に言えばいいという、そういう周知というのは、どういう形で言っているんですか。ただただ、その方はひたすらに待っていたわけですよ。で、結果的に届いたのが、解除される1日前だったと。何の役にも立たなかったというふうにおっしゃっているんですが。遅い場合には区のほうに言ってくださいという、何かそういう周知というのがあったんでしょうか。

○後藤健康推進課長 もしそういったことがあったのであれば、区と東京都との連携が不足していたのかなとは思いますが。個人個人の方からご意見を頂くというよりは、区が東京都と連携をして、遅れているのであれば、必要な方には速やかに送るという対応が今後必



要かと思しますので、そこは再度、連携をさせていただきたいと考えてございます。

○飯島副委員長 前の例で、ホテルのほうに療養をされている方に対して、65歳以上の方が多いわけですよね。その場合に、SMSの保健所からの初回ご連絡というのが行ったまんまで、それでも、改めて架電で、電話をかけて状況を伺いますというのは最後に書いてあるんだけど、結果的には、その1回のメールが初めに来ただけだったということなんです。それは、やっぱり途中で電話なりホテルに対して、ホテルのその方がいらっしやるところに直接お電話ということは、何回か実際にはできたんでしょうか。それともやっぱり、できなかったのか。

○後藤健康推進課長 65歳以上の方につきましては、SMSでお送りしている文面のとおり、SMSの後に1回はお電話をして、状況の確認をしております。宿泊療養が今年の7月14日から、高齢者等の重症化リスクの高い方が入所できるようになりまして、そういった方や、同居者に重症化リスクの高い方がいらっしやる方などが優先的に入所している状況でございます。もしかすると、優先的ということで速やかに入られて、宿泊療養の看護師が常駐しておりますので、看護師の健康観察下に置かれたということで、こちらからの電話が行かなかった可能性はございますが、基本的には重症化リスクの高い方には保健所から架電をしております。

○飯島副委員長 いや、ホテルに入っても、なかなかその、外に出るとかあんまりできないわけ——ホテルの中であっても、出ることができない……

○池田委員長 あんまりじゃなくて、出ちゃ駄目なんです。駄目なんです。（発言する者あり）

○飯島副委員長 えっ。そう、出ることができないわけじゃないですか。で、その一室にいるわけだから、その65歳以上だと、やっぱり非常に不安なんですよね。そういうときに、携帯を持っていても、あんまりそれを、何か、一番初めの報告のあれじゃないですけども、駆使できないというか、そういう場合に、電話が来たのは受けるぐらいのスマホの活用だったりするんで、なかなか自分から何かこう発信できるということがない中で、やはり、電話で人の声を聞くというか、そこら辺のところというのは、すごく、それも保健所からの声を聞くということは、すごく安心につながるわけなんです。

で、保健所も非常に大変だということは、私たちは重々承知しているわけですけども、一般の方にしてみれば、やはり、その声での対応というんですかね、そこら辺のところは今後できるような形を、ぜひ構築していただきたいなというふうに思っているわけなんです。で、不安を取り除くという面では、ぜひお願いしたいと思えます。

○後藤健康推進課長 健康観察をどこでするかというところでございます。（発言する者あり）医療機関でしていただく。保健所が行う。東京都フォローアップセンターが行う。また、宿泊療養に入られた方は、ホテルに常駐している看護師が行うということで、今はさせていただいております。

その方が入られたホテルにも看護師が必ずいたはずですので、一日何回かは状況確認のお電話があったかと思えます。（発言する者あり）また、不安なときには電話をしてくださいということで周知がされていたかとは思いますが、もしかしてその部分の周知が不足していた可能性もございますので、その辺りも含めて、運営主体である東京都にも申入れをしてまいりたいと考えてございます。

○池田委員長 はい。よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。それでは、（４）新型コロナウイルス感染症対策の状況についての質疑を終了いたします。

次に、（５）令和４年度特別対策インフルエンザ任意予防接種の実施について、執行機関からの説明を求めます。

○永見健康事業調整担当課長 それでは、保健福祉部資料５に基づきまして、令和４年度特別対策インフルエンザ任意予防接種の実施についてご報告申し上げます。

こちらの事業は、新型コロナウイルス感染症拡大の状況により、令和２年度、令和３年度の特別対策として実施した事業と同様のものがございます。

１番、目的。新型コロナウイルス感染症に罹患した場合に重症化しやすい方の命を守るため、また、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行による医療体制のひっ迫を防止するため、でございます。

続きまして、２番、対象者でございますが、こちらは（１）から（３）として、満６０歳以上６５歳未満の方、（２）妊娠中の方、（３）１９歳以上６０歳未満の方で、心臓、腎臓、呼吸器、免疫機能に障害があり、１級の障害者手帳をいらっしゃるかでございます。

次に、被接種者の自己負担額でございますが、こちらのほうは無料でございます。

４番、予診票発送予定日でございますが、令和４年９月２８日を予定しております。で、妊娠中の方につきましては、申請があった方へ個別発送をいたします。

５番、実施期間でございますが、１０月１日から令和５年１月３１日まででございます。実施場所は、区内の指定医療機関、約１５０医療機関を予定しております。

裏面をご覧ください。経費概算でございます。こちらのほうは９００万余を予定しております。予備費充用により対応をさせていただきます。

最後に、周知でございますが、予診票の個別発送のほか、広報千代田９月２０日号、ホームページ、SNS等で配信を予定しております。

ご説明は以上でございます。

○池田委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○西岡委員 既にこの対象者の中で接種した方への、後日、還付とかはする予定ですか。

○永見健康事業調整担当課長 こちらのほうの実施期間が１０月１日から１月３１日となっておりますので、償還払いということは、この制度では今考えておりません。

○西岡委員 だったら、早めに教えてさしあげないと、そういう対象者から外れてしまう方が多くなってしまおうと思うんですけど。こちらの都合で１０月１日からと言っているだけで、例えば１番の昭和３３年からという、この、いろんな接種可能と認めたとという方が１、２、３といらっしゃる中で、早く教えてあげないと、もったいなかったなということになりますよね。インフルエンザだと……。〔発言する者多数あり〕

○原田千代田保健所長 通常、〔発言する者あり〕インフルエンザの接種というのは、流行期に打つことになっておりまして、で、しかもその効果が、そんな４か月、５か月とか長く続くものではないので、例えば９月に打ってしまうと、流行期である１月にはもう、防御能が弱くなってしまっているということでございますので、先生方も９月内に接種を

お勧めになることはないだろうというふうに思いますので、これが通常、個別接種時期としては、適切かなと考えておりました。

○西岡委員 じゃあ、一日遅れでとか、すごい、もったいなかったなという。要は、前に、ごめんなさい、これも子ども部の話のときですけど、やっぱりそういう予診票の都合で、対象の方が外れて、還付されたとかというのも聞いていたので、これは、ではどうなるのかなと。その打つ予防接種によって、還付されるものとされないものがあるのはよくないというのがありましたので、ちょっとお聞きしました。（発言する者あり）

○原田千代田保健所長 委員ご指摘のとおり、接種、物によっては日程ですれてしまうということがありまして、還付対象にさせていただいているのにもということもあると思うんですけど、インフルエンザについては時期が決まっておりますので、これは大丈夫かなというふうに思います。

○西岡委員 はい。いいです。

○池田委員長 はい。

長谷川委員。

○長谷川委員 これ、妊娠中の方は対象だけど、出産後は利用不可というふうになっていきますけども、産後しばらくは体調が、何でしょう、免疫力が落ちていたりとか、何かあったりするのかなと思いますけども、産後何か月までとかというところの拡大はないんでしょうか。

○永見健康事業調整担当課長 こちらの対象者につきましては、日本ワクチン学会の見解等を参考にさせていただきまして、罹患したときに、重症化リスクの高い方ということで、この（１）から（３）で対応させていただいております。

○長谷川委員 そういう根拠があってということであれば、仕方ないのかなと思いますけれども。

で、あわせて（３）番のところの、いろいろお体の具合が悪い方で、１級の障害者手帳を持っている方というふうになっているんですけど、これは心臓、腎臓、呼吸器、免疫機能に障害があり、かつ１級の手帳を持ってということと考えてよろしいんでしょうか。

○永見健康事業調整担当課長 はい。そうでございます。

○長谷川委員 それは、例えば障害の、こう、何でしょうね、状況に応じてということで、１級じゃなくてもということは広げられることはないんでしょうか。ほかの地域とか、そういうお医者様の、何でしょうね、お考えで、これは１級の方が対象となるというふうな認識でよろしいでしょうか。

○永見健康事業調整担当課長 令和２年度から、この対象者の方で実施をさせていただいておりますが、その対象の拡大の可能性について、今、長谷川委員のほうから頂いたところなんですけど、対象者の検討につきまして——この過去の実績等も参考にさせていただきながら、検討させていただければと思います。

○長谷川委員 そうすると、例えば呼吸器疾患で医療費助成を受けている方とかいらっしゃいますよね。そういう方々って、インフルエンザの予防注射自体は、助成金が出て——助成というか、一部助成なのかな、幾らまでとかというのかな、そういうふうな助成があるかと思うんですけども、かなりやっぱり、重度の方でいらっしゃったら、その、うーん、何だろう、インフルエンザのその費用について、出すとかということは考えられ

ますか。

○原田千代田保健所長 今、委員ご指摘されましたのは、公害健康被害でインフルエンザの助成をさせていただいている例についてだと思んですが、こういった方については、インフルエンザの予防接種については、助成を区でさせていただいているんですけども、この1級の障害者手帳以上に広げるかということになりますと、恐らく、その範囲の広げ方が非常に難しくなっていくだろうと思われま。ですので、今回の、言ってみれば特別対策でございますので、こういった形で決めさせていただいているところでございます。

○長谷川委員 どこかでこう区切らなきゃいけないということも、まあ分からなくもないので、今後の状況に応じて、また検討していただければと思いますので、よろしくお願ひします。

○池田委員長 所長、もう一度、（発言する者あり）答弁お願いできますか。

○原田千代田保健所長 今後、インフルエンザの流行状況等を踏まえまして、あるいはコロナの——による重症の状況、また検討してまいります。

○長谷川委員 はい。お願いします。

○池田委員長 はい。

ほかによろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。それでは、（5）令和4年度特別対策インフルエンザ任意予防接種の実施についての質疑を終了いたします。

次に、（6）新型コロナウイルスワクチン接種の実績と今後の対応について、執行機関からの説明を求めます。

○山岸新型コロナウイルス予防接種担当課長 私のほうから、新型コロナウイルスワクチン接種の実績と今後の対応について説明をいたします。

まず1番、ワクチン接種のこれまでの実績です。（1）接種実績の3回目ですが、8月22日時点の全世代を通じての接種割合は、65.9%となっております。これまでは64%でほぼ動きがない状況でしたが、これまでにない感染者数を出した第7波を受けまして、多少数字が動いた状況となっております。

なお、昨日時点の状況も確認しましたが、接種人数としては、3万9,956人、接種割合は66.1%となっております。

次に、4回目のほうですけれども、数字の伸びはやや鈍化してきてはおりますが、まだ堅調に実績が伸びてきておりまして、現状、60歳以上で60%弱の接種率でございます。また、18～59歳につきましては、8月22日時点で1,113人の方が接種済みとなっております。こちらの方については、おおむね基礎疾患の方、あとは、一部、医療従事者の方も含まれております。

なお、こちらの昨日時点での接種実績を確認しましたら、60歳以上で62.2%、18～59歳の方の接種人数は、1,330人となっております。

次に、医療従事者、高齢者・障害者施設従事者の対応についてです。千代田区の集団接種会場におきまして、区民とは別に各従事者専用の接種枠を用意しております。接種には、原則接種券を必要としますが、在住する自治体で、接種券発行に時間を要する自治体も一部あるという実情もありますので、例外的に接種券なしでの接種も対応しておりま

す。もちろん、接種後は、後日ご持参、提出いただくことにはなりません。

2番、今後の対応についてです。令和4年8月8日付、国からの事務連絡で、オミクロン株対応ワクチンを使用した追加接種を円滑に実施できるよう、各自治体は接種体制の準備を進めるようにという案内がありました。

具体的には、表のとおりとなっております。接種対象者は、初回接種、1・2回目接種を終えた住民全てとなっております。

右側、区の対応ですけども、千代田区では2回目を終えている人は約4万8,000人いらっしゃいます。このうち、2回目が終わって――この4万8,000人のうち2回目までしか済んでいない方であれば、3回目として改良ワクチンを接種しますし、3回目までしか済んでいない方については、4回目として改良型ワクチンを接種するという事になってまいります。

開始時期です。10月半ば以降と案内がありましたけれども、区では引き続き、三つの集団接種会場と約60か所の個別接種会場に対応していく予定でございます。

ワクチンです。オミクロン株と従来株に対応した2価ワクチンと呼ぶそうですが、こちらを使用します。区としては、供給数や時期が未確定ですが、一、二回目時のように、ワクチンが足りないということは極力ないように、早めの情報収集ですとか、都に別途依頼を行うなどの対応をしております。

予算ですけども、引き続き国が全額負担をする方針を示しております。ただし、コロナワクチンの対応にかかる予算については、一旦、区で立て替える必要がありますので、今回、接種対象が拡大される想定であることから、それに伴う必要経費を確保して対応してまいりたいというふうに考えております。

次、接種券の発送についてです。国は、10月半ば以降、初回接種を完了した全ての住民を対象にオミクロン株対応ワクチン接種の開始を想定し、発送準備を進めるように案内をしておりますので、これを受けまして、区としましては、9月下旬から10月上旬にかけて、接種券を発送できるように準備をいたします。

なお、接種間隔が今後短くなるですとか、あとは国の方針も少し変わるだとかといったことも可能性としてはありますので、その際は、スケジュールを少し前後にずらすということですか、接種券を一度に送るのではなくて、2回、3回に分けて送るですとか、そういった柔軟な対応も、今後検討してまいりたいと思います。

私からは以上です。

○池田委員長 はい。説明が終わりました。この報告事項案件ですけども、第3回定例会の提出予定案件ということですので、概括的な質疑はお受けいたします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。それでは、(6)新型コロナウイルスワクチン接種の実績と今後の対応についての質疑を終了いたします。

報告事項は以上ですね。

次に、日程2、その他に入ります。委員の方から、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。

執行機関から、何かございますか。

○佐藤福祉総務課長 それでは、私のほうから、東京都が実施いたしますスマートウォッチ等を活用した健康づくり研究参加者募集のご案内についてご報告を申し上げます。口頭のみでは分かりづらいと思いましたので、実際に周知に活用するチラシをお手元に、参考資料としてお配りしておりますので、ご覧ください。

こちらの事業は、東京都が健康長寿医療センターに委託をいたしまして、令和4年度から6年度の3か年で実施する事業でございます。この事業は、板橋区と千代田区が調査として協力しております。

区は、センターと連携協定を締結しておりまして、本事業の実施に当たりまして、周知や会場調査の会場確保等の実施に協力しております。在宅支援課が実施いたしました「こころとからだのすこやかチェック」の結果返送がそろそろ進んでまいりますけれども、その際に本チラシを同封いたしまして、こちらのチラシのご参加いただける方の、小さい米印があるんですけども、「千代田区内に住所を有する65歳以上のうち、介護認定を受けていない方、または、要支援および要介護1・2の方」に、千代田区よりお送りしましたということで周知を図っておりますので、もしお近くの方でこの件に問合せがございましたら、こういった趣旨で実施しているということをご説明いただければ幸いです。

ご報告は以上でございます。

○池田委員長 はい。ありがとうございます。

この件に関して、皆さんよろしいですか。

岩佐委員。

○岩佐委員 これは、東京都がこの健康長寿医療センターと連携して、このデータを収集してアプリを開発するという事業ですよ。でも、これはデータ収集が一番の目的だと思うんですけども、ちょっとそこについて、ちょっとこれ、あたかも自分の健康管理ができますよというふうにもちょっと読めるんですが、これはもう個人情報を全部というか、個人情報、がっつりそのアプリ開発に使うための実証実験なわけですから、ちょっとそこについてのお知らせは、もうちょっとしっかりとご説明をする必要があると思うんですね。やっぱりそこを認識してご協力されるのが、ちょっと健康によさげだからいいよねということと、ちょっとまた別な話ではないかと思えます。

で、これ、できれば、それで、じゃあ体調の変化があったときに、高齢者なのでご家族に連絡が行くとか、そういう話まで行けば、またご協力の在り方もちょっと変わってくると思うんですけど、それは技術的にはできるんでしょうか。

○佐藤福祉総務課長 今回の事業につきましては、やはりその研究に生かすという点でデータを収集という、するという側面があることは否めないところでございます。ただ、そのデータをたくさん集めて集計することによって、今後、区の介護予防事業であるとか高齢者の健康づくりの事業に生かすということをややはり目的としまして、実施、協力をしているところでございますので、そこはご理解いただければと思います。

また、ご参加される高齢者の方にとりましては、スマートウォッチやアンクルバンドでご自身の健康を管理するという、デジタルデバイスというようなお話が先ほど来出ていますけれども、そういった機器に触れていただくということであるとか、そういった機器を

通じてご自身の健康の状態を把握していただくということ。また、それに対して、この事業に参加してくださった方に、レポート等で健康状態のお知らせをするという仕組みも入っておりますので、即座にご家族に、何か見守りのような形でご連絡をするというところまでは至っておりませんが、そういった工夫もしながら、ご参加される方、実施するほうとしても、それぞれのメリットがあるような計画を立てているところでございます。

○岩佐委員 はい。ありがとうございます。

あと、これに本当に全く似たような事業を、ちょっと前に静岡県掛川市がやっていて、そこは多分、東大と静岡県が、やっぱりこのスマートウォッチを使って、何かアプリだか何かを実証実験やっていたんですね。その際に、アプリそのものとかそのデータそのものではなくて、それをお使いになった人たちの中で、やはり不具合が、例えばこういうものをつけていることによって、何かこう、ぶつけちゃったよねとか、ちょっとけがしたよとか、そういうこともちょっと注意喚起できるような、ちょっとその先行事例に関しては、何かあったかということだけをご確認いただければと思います。その上で、注意喚起、あるいは周知のほうを進めていただきたいと思います。

以上です。

○佐藤福祉総務課長 これから、応募してくださった皆様には、説明会ですとか計測の機会がございますので、そういった際に、事業者のほうから、そういうリスク説明のほうも十分するように、伝達してまいります。

○池田委員長 はい。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。

執行機関、ほかにごございますか。以上でよろしいでしょうか。（発言する者あり）はい。

それでは、本日は、この程度をもちまして委員会を閉会といたします。ありがとうございました。

午後0時00分閉会